

[妊婦健康診査臨時特例交付金]

妊婦健康診査 費用の助成回数が 5回から14回に増えました!



妊婦健診の費用がすべて無料になるのではありません。

受診票に記載された項目についてのみの費用の助成です。

妊婦健診においては、費用の自己負担が必要な検査があります。

対象者

九重町に住民票のある方で、平成21年4月1日以降に妊婦健康診査を受診される方

受診券配布方法

- ① 平成21年4月1日以降に母子健康手帳を申請される方
→ 母子健康手帳交付時に、受診券をお渡しします。
- ② 平成21年3月31日までに母子健康手帳の交付を受けた方
(九重町以外で母子健康手帳の交付を受けて、九重町に転入された方を含む)
→ 4月1日以降に申請手続きをしていただき、妊娠月数に応じた受診券をお渡しします。

申請場所

九重町保健センター



持参するもの

- ① 平成21年4月1日以降に母子健康手帳を申請される方
→ 印鑑、妊娠証明書（医療機関からもらっている場合）
- ② 平成21年3月31日までに母子健康手帳の交付を受けた方
→ 母子健康手帳、印鑑、申請書（事前に送付します）



<問い合わせ先>

九重町保健センター (TEL 76-3838)